

特記仕様書

1. 適用

本工事は、本工事契約図書（契約書、金抜き実施設計書、工事設計図、特記仕様書）の他に、「土木工事共通仕様書 大阪府都市整備部（最新版）」、「土木工事共通仕様書附則 大阪府都市整備部（最新版）」、「下水道土木工事必携（案）2021年版 公益社団法人日本下水道協会」、「土木工事施工管理基準 大阪府都市整備部（最新版）」、「土木請負工事必携等 大阪府都市整備部（最新版）」に基き施工しなければならない。

2. 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面等の間に相違又は疑義がある場合は、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

3. 降雨時の対応

- (1) 受注者は、東部大阪に大雨注意報・警報が発表された場合もしくは、当該作業箇所又は上流部で降雨が認められた場合は、工事等の中止基準により工事等を中止する。
- (2) 受注者は、局地的な大雨による増水に備えるため、施工計画書に安全管理計画として下記の内容を記載しなければならない。
 - ① 現場特性の事前把握
 - ② 工事等の中止基準・再開基準の設定
 - ③ 迅速に退避するための対応
 - ④ 日々の安全管理の徹底

4. 交通誘導員

交通誘導員の配置員数は、最低人員を想定して計上している。

ただし、地元協議、警察の許可条件等により特別な条件が付いた場合は、別途協議を行う。

5. 履行確認等

本工事は、監督職員の補助及び履行確認を一般財団法人都市技術センターに委託する場合がある。

委託した場合は、監督職員から通知するので、受注者は一般財団法人都市技術センターの担当者が適正な履行確認等が行えるよう、その業務に協力しなければならない。

6. 地元対応

受注者は、工事着手前に監督職員と工事等のPRチラシについて協議のうえ、地元住民に工事等の内容を説明し、理解と協力を求め工事を円滑に実施しなければならない。

7. 道路使用許可申請

受注者は、工事着手前に道路使用許可申請に必要な交通対策図、有効幅員一覧表、迂回路図等を作成し監督職員に提出する。

8. 地下埋設物

- (1) 工事区間の地下埋設物等は、本市が調査を行っているが、施工にあたっては受注者において更に詳細にこれらを調査確認しなければならない。
- (2) 受注者は、工事着手前に地下埋設物管理者と立会いを行い、埋設箇所を相互確認するとともに、地下埋設物管理者との協議事項を遵守し、事故のないよう注意しなければならない。
- (3) 地下埋設物管理者との協議により試験掘の指示があった場合は、監督職員と協議の上必要箇所の試験掘を行う。

9. 使用材料

- (1) 受注者は、人孔継手、取付管支管については耐震性を有するものとし、可とう継手、可とう支管を使用する。
- (2) 本工事に使用する埋戻材、砂、クラッシャーラン、アスファルト合材は、再生材を使用する。ただし、再生材の使用が困難な場合は、監督職員と協議する。

10. 施工計画・材料承諾

受注者は、下施工計画書、材料承諾書を定められた期日までに作成し、監督職員に提出する。提出後、変更等があった場合は、変更日及び変更事項を赤字で記入し監督職員に提出する。

11. 土工

- (1) 受注者は、掘削の深さが 1.50m を超える場合には、土留工を施工しなければならない。
- (2) 受注者は、埋戻した路床部分において、現場密度試験により締固め度が 90% 以上であることを確認し、試験結果を監督職員に提出する。

12. 建設副産物

- (1) 本工事の施工により発生する残土、コンクリート塊、アスファルト塊、路盤材などは、再生資源化施設において関係法令に基づき適正に処分しなければならない。
- (2) 設計書に記載の再生資源化施設は、積算上の条件明示であり再生資源化施設を指定するものでないため、受注者の提示する再生資源化施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等がある場合は、監督職員と協議を行う。

13. 工事現場発生品

受注者は、現場発生品（人孔鉄蓋など）を監督職員が指示する場所に搬入する。

14. 家屋等の毀損の補修

受注者は、工事施工に伴って発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償については、現場管理費に含まれており（臨時にして巨額なものを除く）、補修・補償が生じた場合は、受注者にて誠意をもって解決に当たらなければならない。また、事前に工事施工条件に対応した施工方法を検討し施工計画に記載する。

15. 工事の休業日

官公庁の閉庁日は、原則として休業日とする。ただし、作業実施の都合上、閉庁日に作業が必要となる場合は、事前に監督職員の承諾を得る。

16. 竣工書類の提出方法

- (1) 竣工書類の纏め方、提出方法は、監督職員、検査員の指示による。
- (2) 工事写真は、別途にダイジェスト版を2部作成し提出する。
- (3) 竣工図（平面・縦断・横断）は、設計数値を出来形数値(赤書き)に書き換えた図面を提出する。